

みらい1分ニュースレター

2009/10/5 第13号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

今回も前回に続き、外国子会社配当益金不算入制度をとりあげます。中国子会社からの配当については、具体的にいつの分の配当から適用されるのかを御説明いたします。



テーマ

外国子会社配当益金不算入制度(2/2)

～中国子会社から受ける配当の取扱いについて～

←ポイント

- ✓ 条文： 法人税法第23条の2(日本国)
- ✓ 時期： 2009年4月1日以後に開始する「事業年度に係る配当」から適用
- ✓ 「事業年度に係る配当」の意味：
原則、その配当等に係る基準日の属する事業年度に係る配当を指す。
- ✓ 「基準日」の意味： 中国子会社の董事会の開催日

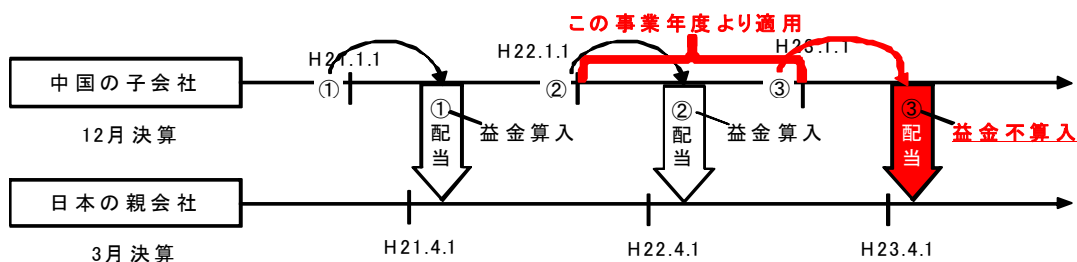
←解説

◆【中国での会社の決算申告】

- ✓ 中国では会社法によって、会社の決算はすべて **12月決算** に、また、税務の申告期限は翌年の **5月31日** と定められている。
- ✓ 通常、董事会(※)は税務の申告期限までに開催され、配当の額を確定するのが一般的である。
(※) 董事会…日本の取締役会と株主総会を機能と権限を併せ持つ会社の最高意思決定機関

◆【中国子会社からの配当】

- ✓ 中国の子会社から受け取った配当が、**平成21年4月1日より前に**開始した事業年度に係る配当であるならば、その配当等は親会社の所得の計算上益金算入となり、**平成21年4月1日より後に**開始した事業年度に係る配当ならば、益金不算入となる。



◆【結論】

- ✓ 平成22年12月期(平成22年1月1日～12月31日の事業年度)に係る配当から適用開始。この配当の日本の親会社への送金時期は、平成23年の6月以降と想定される。

執筆: 小嶋 大志

みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所/社会保険労務士法人みらいコンサルティング

／霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階

◇〔大阪支社〕大阪府大阪市中央区安土町3-2-14

◇〔名古屋事務所〕名古屋市愛知県名古屋市中区栄2丁目11-7 TEL: 05-2253-5606

TEL: 03-3519-3970(代)

TEL: 06-4705-7010

